

糸状菌遺伝子研究会会則

(名称)

第1条 本会は、糸状菌遺伝子研究会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 事務所は、広島県東広島市鏡山3-7-1 独立行政法人酒類総合研究所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、糸状菌遺伝子に関する研究を志すものの情報交換及び研究の発展を目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 原則として年1回以上の研究会
- 二 奨励賞および技術賞の授与
- 三 糸状菌遺伝子に関する研究
- 四 糸状菌遺伝子に関する研究活動の支援
- 五 情報交換
- 六 その他

第5条 本会の会員は、個人会員及び賛助会員とする。

- 一 個人会員 糸状菌遺伝子に関する研究者又は技術者にして運営委員会において入会を認めた者
- 二 賛助会員 関係企業等にして運営委員会において入会を認めた者

第6条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
会長は運営委員会の推薦により総会において決定し、一切の会務を総括する。任期は2年とし、再選を妨げない。会長は会員外よりも選ぶことができる。
- 二 運営委員 若干名
運営委員は会員のうちから総会において選任する。運営委員会は年1回以上開催し、事業計画、運営等の実務に関し協議をする。任期は2年とし、再選を妨げない。
- 三 運営幹事 2又は3名
運営幹事は、会員のうちから運営委員会において推薦し、会長が任命する。運営幹事は、運営委員会の協議に参加する事ができ、運営委員会で協議した事項を会長の命を受けて担当する。任期は2年とし、再任を妨げない。
- 四 運営委員長 1名
運営委員のうちから互選により選出し、運営委員会の会務を総括する。任期は2年とし、再選を妨げない。

五 監事 2名

監事は個人会員のうちから総会において選任する。任期は2年とし、再選を妨げない。

六 役員 の 辞任

役員は、辞任願を会長に提出し、運営委員会の決議を経て辞任することができる。

七 役員 の 解任

役員は、総会の決議により解任することができる。

八 役員 の 補充

運営委員の辞任にともなう補充は、運営委員会で選出・承認し、総会で追認する。その場合の任期は、辞任した運営委員の任期までとする。

(顧問及び名誉会員)

第7条 本会に、顧問及び名誉会員を若干名置くことができる。

一 顧問は運営委員の推薦により会長が委嘱する。

二 名誉会員は、本会の退会者にして運営委員会において推薦された者。

三 顧問の委嘱期間は2年とする。

四 顧問及び名誉会員は、本会の業務執行上の重要事項について、会長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(事務)

第8条 本会の事務は、会長及び運営委員長 の命を受けて次の業務を行うこととする。

一 研究会の設営

二 奨励賞および技術賞選考の補佐

三 会計

四 会員間の連絡

五 その他本会の運営に必要な事項

(総会)

第9条 総会は、毎年1回会長の召集により開催し、予算及び事業計画、決算及び事業報告、会則の変更等の事項について決定する。なお、総会は会員の過半数によって決し、可否同数の時は議長（会長もしくは総会で指名された者）の決裁による。

(会計)

第10条 会費は、年額賛助会員50,000円 とする。会費は、いかなる事情があっても返却しないものとする。事業年度及び会計年度は、4月1日より始まり、翌年3月末日をもって終る。

(その他)

第11条 この会則で定めるものを除くほか、業務の執行、会計の処理、その他本会の運営に関して必要な細則は、運営委員会の決議を経て会長が別に定める。

- 1 この規定は平成2年6月20日より実施する。
(平成7年11月16日改定)
(平成13年6月7日改定)
(平成24年6月15日改定)

- 2 この会則施行後における初年の事業年度、予算及び事業計画については、平成2年6月20日から平成3年3月31日までとする。

糸状菌遺伝子研究会授賞規定

糸状菌遺伝子研究会は、会則4条四項「糸状菌遺伝子に関する研究活動の支援」に基づき、糸状菌遺伝子研究会の授賞に関して次のように定める。

第1条 糸状菌遺伝子研究会に、糸状菌遺伝子研究会奨励賞(以下「奨励賞」という。)及び糸状菌遺伝子研究会技術賞(以下「技術賞」という。)を設ける。

第2条 奨励賞は糸状菌遺伝子研究に優れた業績をあげた研究事績に授与する。

2. 研究事績1件につき1名の受賞候補とする。
3. 受賞者の年齢は、受賞年の4月1日において満40歳以下であること。
4. 研究事績は、原則として2報以上の原著論文として掲載されていること。
5. 奨励賞の受賞者には、賞状と副賞を贈る。

第3条 技術賞は糸状菌遺伝子研究を利用した優れた技術開発事績に授与する。

2. 技術開発事績1件につき4名までの複数の受賞候補を認める。
3. 技術開発事績は、糸状菌関連産業の技術発展に多大な貢献が期待できること。
4. 技術賞の受賞者には、賞状と副賞を贈る。

第4条 奨励賞および技術賞の候補者は、糸状菌遺伝子研究会の運営委員、賛助会員及び個人会員から推薦された者とする。

第5条 奨励賞および技術賞の授賞候補者を選考するため、糸状菌遺伝子研究会の会長は、運営委員を各賞の選考委員に指名する。

2. 各賞の選考委員は、推薦された候補者から、原則として各賞1件ずつの受賞者を選考し、選考結果を糸状菌遺伝子研究会の会長に報告する。
3. 選考委員の審査において授賞に該当する候補者がないとされた場合は授賞を行わない。
4. 選考委員は、各賞受賞候補者に対し、受賞候補者調書の提出を求めることができる。
5. 各賞受賞候補者は、当該の賞に関する受賞候補者の選考に関与することはできない。

第6条 授賞は糸状菌遺伝子研究会の年会にて行う。

2. 原則として受賞者は、受賞年度の年会にて受賞講演を行う。

第7条 賞にかかわる費用は、糸状菌遺伝子研究会の会計から支出する。

附則

本規定は、平成22年12月1日から実施する。

(平成25年6月21日改定)